



介護士と医療行為について

介護士は、医療従事者ではありません。しかし、介護の現場では医療行為に準じる働きをしなければならない場面が多々あり、2012年に「介護士による医療行為」が解禁になりました。今までグレーだった介護現場での医療行為の基準が明確になったのです。

介護士が行える医療行為

- ・服薬介助（一包化されたお薬）・軟膏塗布（床ずれの処置は除く）・湿布を貼る・目薬を差す・座薬を挿入する・体温計で体温測定
- ・自動血圧測定器での血圧測定・酸素濃度測定器の装着・軽い擦り傷や切り傷の処置

これらの処置は現在医療行為と見なされなくなったので、介護士でも問題なく行えます。ただし、医師・看護師の指示が必要です。

その他に、現在でも医療行為とされているが、介護士でも行えるものがあります。

- ・耳垢を取り除く・爪切り爪やすり・歯ブラシ綿棒による口腔ケア・ストーマのパウチに溜まった排泄物除去・自己導尿補助
- ・カテーテルの準備、体位保持・市販の浣腸器による浣腸

これらの医療行為は、要介護者に異常が見られない場合のみ許されています。

例えば、耳垢が固まって耳を塞いでいる場合などは、耳垢塞栓になっている可能性が高く、医師の治療を必要とします。

このような場合には、介護士は耳かきを行ってはいけません。

また、これらの医療ケアの中には、本人や家族の同意が必要なものや、医師・看護師の指示・指導が必要なものが含まれているので注意が必要です。

介護士が条件付きで行える医療行為

- ・喀痰吸引（定期的に、痰を取り除く）・経管栄養（体外から管を通して栄養や水分を投与する）

上記2点に関しては、実地研修（2種類）を終了し、認められた介護福祉士及び一定の研修を受けた介護士等のみが行えます。

その他にも規定があります。勤めている事業所や施設が、医療と介護の連携を整えており、都道府県知事に登録している。本人、または家族の同意を得ている。医療関係者との連携のもと提供体制を構築しているなどです。以上のすべての条件を満たして、介護士が初めて行える医療行為です。

介護士が行えない医療行為

介護士に医療行為が一部認められているとはいえ、医療従事者ではないので、ほとんどの医療行為が禁止されています。

- ・摘便・床ずれの処置・インスリン注射・血糖測定・点滴の管理等

これらの医療行為は、介護の現場で実際に求められることのある行為です。しかし、介護士は行うことができない医療行為なので、看護師を呼んで、代わりに行ってもらう必要があります。

